

令和 2 年 6 月 23 日現在

機関番号：34602

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K02023

研究課題名(和文) ロシアにおける高齢者ケアの総合的研究：理想と現状とのギャップを埋めるため

研究課題名(英文) A Comprehensive Study of Geriatric Care in Russia

研究代表者

五十嵐 徳子 (Igarashi, Noriko)

天理大学・国際学部・教授

研究者番号：80294156

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：ソ連時代と比べると高齢者ケアに関する法律や環境は整いつつあるが、まだ不十分である。家族介護(特に女性による)が中心であり、家族が担えない場合には社会福祉士が買い物などを行う。安価な中央アジア等からのシジェルカを個人的に見つけるというのが現実的な選択肢となっている。高齢者に家族がいても、家族が仕事、家事、育児で手いっぱいの場合には、公的な何らかの支援体制が不可欠である。今のところ高齢化率が日本ほど高くないことや寝たきりになる年数がそれほど長くないこともあり、高齢者ケア問題がそれほど大きく議論されることはないが、ロシアでも高齢化は確実に進んでおり、近い将来焦眉の問題となるであろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究はロシアにおける高齢者ケアという先駆的な研究であり、日ロ関係にとって有益であり、その成果を国際的に発信することを意図とする。内容としては、ロシアにおける高齢者ケアの理想と現状とのギャップを埋めるための総合的な研究である。日本のロシア社会の分析において不足している高齢者ケア研究を当事者の目線からの分析を展開するとともに、ロシアの高齢者ケア分析の礎石となることを目的としている。

研究成果の概要(英文)：My analysis, based on a survey pertaining to elderly care in Russia, revealed several important issues. Official elderly care during the Soviet era was virtually non-existent. The only assistance for the elderly came in the form of pensions and the provision of move-in elderly facilities. In Russia today, laws regarding elderly nursing care do exist and, with reference to public care facilities and in-home care systems, they seem well defined. However, a very limited number of elderly persons can actually make use of the services. Within the Constitution and the Family Law, there is an "Article on the Duty to Support." At present, family members and relatives typically try to manage the care for elderly people in Russia. Thus, the burden of nursing care for the elderly falls predominantly on women. It is more common in Russia to find sidelkas through connections rather than using public or private nursing care systems. Migrant women work in Russia as sidelkas.

研究分野：地域研究

キーワード：ロシア 高齢者ケア シジェルカ 中央アジア ペテルブルグ 高齢者施設

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

冒頭唐突だが、「最近の研究テーマは『ロシアの高齢者ケア問題』です」という筆者の言葉に、「ロシアって早死にでしょう。高齢者ケアって必要ないのではないですか」というような内容の疑問を投げかけられることがある。また、当のロシアでも「珍しいことに興味を持っていますね。少子化問題の方が重要ですよ」と、ロシア人の関心もあまり高くない。実際にロシアでは、プーチン政権が少子化問題を解決するための政策を10年以上とっている。社会問題が山積しており、高齢者ケアの問題などとるに足りない問題なのかもしれない。同じ高齢者問題の中でも例えば年金に関しては、すべての人に関係のある事柄であるだけに関心が高いのは言うまでもない。しかし、筆者は現地調査を通じてロシアでは高齢者ケアに関してただ関心が低いというだけではなく、むしろ触れたくない、あるいは考えたくないテーマなのではないかと感じるようになった。またそれと同時に、不十分ではあるが、ソ連時代と比べると高齢者ケアの現状は改善しているという感触を得ることもできた。

冒頭のロシア人が早死にであるということは確かにその通りであり、特に男性の平均寿命は約65歳で(女性は約76歳、全体約70歳:2015年)寿命が長いとは言えない。では、高齢化率も低くケアの必要がないのかといえば決してそうではない。日本とでは比較にならないが、2014年の日本の高齢化率が25.78%に対してロシアは13.09%であり、この水準はヨーロッパの国々と同レベルである。ロシア人が無関心であっても触れたくないテーマであっても、今後ロシアでも高齢化の問題、そしてそれにしたがって高齢者ケアは焦眉の問題となってくるであろうと予想される。

## 2. 研究の目的

本研究はロシアにおける高齢者ケアという先駆的な研究であり、日口関係にとって有益であり、その成果を国際的に発信することを意図とする。内容としては、ロシアにおける高齢者ケアの理想と現状とのギャップを埋めるための総合的な研究である。具体的な研究項目は、ロシアの高齢者ケアに関する法律とその適応の分析、高齢者が望むケアと現状の把握、高齢者ケアに従事する家族の意識と現状の理解、公的及び民間の高齢者ケア従事者の意識と現状の解明、個人的に高齢者ケアに従事する主に移民女性の意識と現状の検討、～の総合的分析、である。ロシア社会の分析において不足している高齢者ケア研究を当事者の目線からの分析を展開するとともに、ロシアの高齢者ケア分析の礎石となることを目的としている。

## 3. 研究の方法

～の課題を遂行するために、1)文献調査から本研究に適した方法論等を抽出、課題～のために、2)社会学的予備調査の質問項目の作成、3)予備調査をペテルブルグとその近郊において、ケアを受ける高齢者、高齢者をケアする家族、公的及び民間の高齢者ケア従事者、個人的に高齢者ケアに従事する主に移民女性に聞き取り調査を実施した。

ペテルブルグにおいて、高齢者、一時的な高齢者の施設のヘルパー、施設に親戚を預けている女性、ユダヤ人慈善センター、支部センター、ユダヤ人高齢者老人ホーム、移民女性に聞き取り調査を行った。

## 4. 研究成果

ソ連時代には公的な高齢者ケアはほとんどないに等しかった。1936年憲法の第120条で

は、老齢の場合の物質的保障についてのみ触れられていた。1977年憲法の第43条では、老齢の場合の物質的保障以外に高齢者への配慮と社会保障のその他の形態による保障が明記された。しかし、この憲法第43条は、高齢者の福祉については「配慮」と漠然と記すにすぎず、ソ連時代には高齢者の福祉のためのこれといった制度はなかったと指摘されている。また、高齢者への支援は年金支給と高齢者施設への入居のみであったとも言われている。

### ロシアの高齢者ケアシステム

ソ連時代には整備されていなかった公的な高齢者ケアシステムが構築されたのは、1995年になってからである。8月に「ロシア連邦における高齢者と障害者のための社会的サービス」に関する連邦法が採択され、同年12月に「ロシア連邦における社会的サービスの諸基礎に関する」連邦法が採択された。8月の法律が12月の一般的な社会サービスを規定している連邦法により、補強・補完されていく。その後何度も修正がなされ、1995年の2つの法律を一本化する「社会的サービスの諸基礎に関する連邦法」が2013年12月28日に採択され、2015年1月1日に施行された（以後「442連邦法」）。

連邦法に基づいてサービスが施されているが、2004年に運用は連邦構成主体の基準で行うことになり、サービス内容や運用は連邦構成主体ごとに異なっている。また、自治組織に関する連邦法によりソーシャルサービスを施す機関も自治組織へと移行することが可能となった。この連邦法により国の機関ではあるが、収入を増やせる半官半民へと移行することが許可された。

ロシアの社会ケアの主な財源は、連邦、連邦構成主体、地方自治体の予算であり、保険制度はとっていない。したがって無料と部分的に有料で公的なケアを受けることのできる高齢者は限定されている。

公的な高齢者介護に関する法律が整備され始めた1995年を契機に高齢者介護システムは整備されている。しかしながら、財源の問題から実際にケアを受けることができる高齢者は、「ひとり暮らしで低所得者の高齢者」に限定されている。したがってロシアでは、高齢者介護の制度は存在するが、実際には家族が行っているという例がほとんどである。それは財源の問題のみならず、「介護は家族がするものである」ということが前提となっているからである。このことはロシアの法律とも無関係ではない。家族法典87条「親を扶養する青年の子の義務」、憲法38条3項「18歳以上の労働可能な子どもは労働ができない両親の扶養義務」が法制化されており、法律が一般に周知されているかどうかは別にしても、年若い両親の面倒を子どもが見るべきであるという意識がロシア社会にはある。この意識については実際に介護をしていた個人のインタビューの中で確認されている。

### ペテルブルグの高齢者ケアの現状

ペテルブルグでは、高齢者ケアを含む社会サービスは、地区の市民社会サービス複合センターが担当している。すでに見たように、無料で在宅介護を受けることができる高齢者は、ひとり暮らしの低所得者である。筆者は無料の介護支援を受けている高齢者に直接話を聞くことはできなかったが、介護を無料で受けている夫婦と同じ共同住宅に住んでいる女性に話を聞いた。その女性によるとほぼ毎日公的なソツラポートニック（соцработник は социальный работник の省略形、ソーシャルワーカー、日本ではケアヘルパーあるいは単にヘルパー）やシジェルカ（сиделка、家政婦）が訪問しているということである。日本で

も低所得者などが優先的に高齢者施設に入所できるなどの弱者への優遇政策はとられていた。日本は世界一の長寿国であり、寿命は長いが健康寿命との開きが10年もあるために公的な介護が不可欠である。現在の日本では、公的介護は低所得者のみならず、介護保険料を収めている人が利用することができる。条件として家族と同居していても利用することはできるが、ロシアは、日本の介護保険制度導入以前の状況にある。日本でも1980年代頃までは、老人福祉サービスの利用者は概してひとり暮らしの低所得者に限られており、これは施設の量的な不足ということが理由である以外に、高齢者の世話は家庭の仕事とみなされていたからであると報告されている。ロシアでも、家族法典に明記されているように高齢者の介護は家族が特に子どもがすることが一般的である。これについてはペテルブルグの社会政策委員会副委員長も、「ロシア家族法典では、年老いた両親の面倒を子供が見るべきであるという項目が規定されているので、家族と同居していれば家族が高齢者の介護をすることになる」と筆者とのインタビューで語っている。

介護は家族がするものであり、ひとり暮らしの高齢者や一部の優遇対象にある高齢者以外は、公的な介護サービスを利用できる人は非常に限られている。

ペテルブルグでは、公的なサービスとして日本のヘルパー派遣のようなシステムである訪問介護、6つの公的高齢者介護施設、日本のショートステイにあたる一時的社会ホーム、デイケアサービスがある。また、公的以外の介護として、宗教団体が経営するNPOや民間の経営する高齢者施設やシジェルカ派遣会社によるサービスがある。

ロシア人たちは自分の両親があるいは身近な近親者に介護が必要になった時に実際に対応しているのだろうか。経済的に余裕があれば、民間施設への入所や民間のシジェルカを雇うということが考えられる。本研究では実際に自分の身内の介護をしていた人あるいは現在している人の介護状況について多くのインタビューを行った。その結果、個人の生活を犠牲にして家族介護をしている様子が明らかとなった。

## まとめ

ロシアにおける高齢者ケアについて筆者が実際に触れた介護の現状を中心に論を進めた。まず、全体として言えることは、ソ連時代にほとんど無いに等しかったロシアの高齢者介護システムが1995年の法律制定以後整備されつつあるということである。ただし、ロシアの高齢者介護システムは、ひとり暮らしの低所得者の高齢者を念頭に置いて構築されているために、高齢者ケアは家庭の問題であると考えられており、家族が介護をすることが一般的である。伝統的な価値観が根強く残っているのである。このような伝統的な価値観は、家族法典87条「親を扶養する青年の子の義務」、憲法38条3項「18歳以上の労働可能な子どもは労働ができない両親の扶養義務」とも無関係ではない。

ソ連時代と比べると社会的なケアを受けるための法律や環境は整いつつあるが、多くのロシア人が恩恵をうけるようなレベルにはない。結局、家族介護が中心であり、家族が担えない場合には、公的な手段であるソツラポートニックへの買い物などの軽度の作業の委託や民間会社のシジェルカの派遣、あるいは民間よりも安価なシジェルカを個人的に見つけるというのが現実的な選択肢となっているのである。高齢者に家族がいても、家族が仕事、家事、育児で手いっぱいの場合には、公的な何らかの支援体制が不可欠である。今のところ高齢化率が日本ほど高くないことや寝たきりになる年数がそれほど長くないこともあって、高齢者ケアの問題がそれほど大きく議論されることはないが、ロシアでも高齢化は確実に

進んでおり、この問題に真剣に取り組まなければならない時期はそんなに先のことではないであろう。

また、公的、私的なソツラポートニックやシジェルカには特別な資格は必要ではなく、誰でも仕事に就くことができる。シジェルカは看護師など医療に関する資格を持っていることが望ましいが、実際に看護師の資格を持っている必要はない。容易に公的な介護を受けることが難しい現状においては、家族の負担を軽減してくれるシジェルカの存在は非常に重要である。

さらに、2015年1月1日に施行された442連邦法以後は、基本的には、希望すればケアを受けることができるようになったが、法律改正についてはもちろんのことその詳細については広く知られていない。そして、財源に制限があることを考慮すると、希望すればだれでも介護を受けることができるという状況ではなく、2015年以前と同様に、ひとり暮らしや低所得者といった指標が重視されていることは容易に想像がつく。

ロシア連邦全体としては、以上に述べたようなメカニズムでケアが行われているが、高齢者福祉に関わるサービスや運用は連邦構成主体が基準を定めるため、地域ごとにその内容に相違があることが明らかとなった。

#### 参考文献

- 稲子恒夫、武井寛(1998)「ロシアの社会福祉」仲村優一/〔ほか〕編集『世界の社会福祉2  
ロシア・ポーランド』旬報社
- 上野千鶴子(2011)『ケアの社会学 当事者主権の福祉社会へ』太田出版
- Igarashi Noriko, 2018, Elderly care in Russia and sidelka from Central Asia, Gendering  
Postsocialism, Edited by Yulia Gradszkova, Ildikó Asztalos  
Morell, Routledge, pp. 37-53
- Rebecca Kay, 2013, She's Like a Daughter to Me': Insights into Care, Work and Kinship from  
Rural Russia, Europe-Asia Studies, 65:6, 1136-1153.
- World Bank, World Development Indicators 2016
- Буянова М. О. (2011) Социальное обслуживание. Под ред. Гусова К. Право социального  
обеспечения России. 4-е изд. М. Проспект.
- Григорьева И.А (2015) Социальное обслуживание пожилых// Пожилые в Современной  
России Между занятостью, образованием и здоровьем / Григорьева  
И.А., Видясова Л.А., Дмитриева А.В., Сергеева О.В. – СПб. Алетейя,  
2015.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 6件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 五十嵐徳子	4. 巻 61
2. 論文標題 「らしさ」を求めるロシア社会	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ユーラシア研究	6. 最初と最後の頁 9-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 五十嵐徳子	4. 巻 1046
2. 論文標題 ロシア社会は「らしさ」がお好き？	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ロシア・ユーラシアの経済と社会	6. 最初と最後の頁 19-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 五十嵐徳子	4. 巻 書籍所収論文
2. 論文標題 ロシアの高齢者介護	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新 世界の社会福祉第5巻：旧ソ連・東欧	6. 最初と最後の頁 75-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 五十嵐徳子	4. 巻 1039
2. 論文標題 ソ連邦解体以後のロシアのジェンダー状況を考える	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ロシア・ユーラシアの経済と社会	6. 最初と最後の頁 36-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Igarashi, Noriko	4. 巻 11
2. 論文標題 Elderly Care in Post-Soviet Russia	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Slavic Eurasia Papers	6. 最初と最後の頁 45-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) <a href="http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/publicn/slavic_eurasia_papers/no11/Main_part.pdf#page=45">http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/publicn/slavic_eurasia_papers/no11/Main_part.pdf#page=45</a>	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Igarashi, Noriko	4. 巻 N
2. 論文標題 Elderly care in Russia and sidelka from Central Asia	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Gendering Postsocialism, Routledge	6. 最初と最後の頁 37-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 .	4. 巻 36
2. 論文標題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 Japanese Slavic and East European Studies	6. 最初と最後の頁 27-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) <a href="https://doi.org/10.5823/jsees.36.0_27">https://doi.org/10.5823/jsees.36.0_27</a>	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 五十嵐徳子	4. 巻 1007
2. 論文標題 ロシアにおける高齢者ケアの現状 ペテルブルグの場合	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ロシア・ユーラシアの経済と社会	6. 最初と最後の頁 16-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 .	4. 巻 29
2. 論文標題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 XX - ( )	6. 最初と最後の頁 46-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 五十嵐徳子	4. 巻 なし
2. 論文標題 ロシアと中央アジアにおける労働力移動とジェンダーの変容	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ドイツ統一から探るヨーロッパのゆくえ	6. 最初と最後の頁 158-173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 .	4. 巻 37
2. 論文標題 :	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 Japanese Slavic and East European Studies	6. 最初と最後の頁 63-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) <a href="https://doi.org/10.5823/jsees.37.0_63">https://doi.org/10.5823/jsees.37.0_63</a>	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計8件(うち招待講演 4件/うち国際学会 4件)

1. 発表者名 Igarashi Noriko
2. 発表標題 Elderly care in Russia and Sidelka from Central Asia
3. 学会等名 BASEES Conference , Uppsala University (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 五十嵐徳子
2. 発表標題 ソ連邦解体以後のロシアのジェンダー状況を考える
3. 学会等名 ロシア史研究会2018年度全国大会 パネル：近現代ロシアにおける家族・教育とジェンダー 於：首都大学東京（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Igarashi, Noriko
2. 発表標題 :
3. 学会等名 International Conference “Migratory Bridges in Eurasia” 2017 N Y（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kumo, Kazuhiro, Igarashi, Noriko
2. 発表標題 Women's Voices: A Gender Survey in Tajikistan
3. 学会等名 ロシア東欧学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 五十嵐徳子
2. 発表標題 ロシアにおける高齢者ケアの現状 - ベテルブルグの場合 -
3. 学会等名 ロシア・東欧学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Igarashi, Noriko
2. 発表標題 Elderly Care in post-Soviet Russia
3. 学会等名 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター2016年度冬期国際シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 五十嵐徳子
2. 発表標題 「らしさ」を求めるロシア社会
3. 学会等名 創立30周年記念第31回ユーラシア研究所総合シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名
2. 発表標題
3. 学会等名 国際シンポジウム 第35回日口極東学術シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考